

## 八幡竈門神史料

土屋公照

- 一 はじめに
  - 二 大般若波羅密多經
  - 三 社記
  - 四 宮座
  - 五 宮田証文
  - 六 小倉藩主に差出書付
  - 七 三十六神御供えの事
  - 八 おわりに
- 一 はじめに

神社は、別府市亀川国立別府病院西側の台地、亀山に鎮座し、中世宇佐宮弥勒寺の荘園であった竈門荘——荘内九ヶ村、内竈門・野田・古市・亀川・平田・小坂・小浦・北鉄輪南鉄輪（寛保三年小倉藩主小笠原氏に差出した神社記録による）——のほぼ中間にあたり仲哀天皇・応神天皇・神功皇后の三神と共に他の三十三神をも祭神としている。

近世及び明治の祭神合祀ではなく、一神社で三十六の祭神があるのはめずらしい。

二 大般若波羅密多經

(1) 大般若波羅密多經卷第五百六十二果

奧書

寶治二年戊申三月四日 執筆觀智

奧書

(2) 應仁二年戊子七月十三日書之

(3) イ 大般若波羅密多經卷第二百二十四

奧書

於干大般若經全部參拾陸鉢御神前国分市河氏藤原貞女為龜門新左衛門尉鑑述祈禱老母置之

永祿二己未正月吉日

神宮寺

ロ 大般若波羅密多經卷第二百四十二

奧書

大般若經全部国分市河氏藤原貞女為龜門新左衛門尉鑑述祈禱老母置之

永祿二年己未正月吉日

弘治三丁巳三月十二日 宗文書

ハ 大般若波羅密多經卷第四百三十八

奧書

大般若經全部国分市河氏藤原貞女為龜門新左衛門尉鑑述祈禱老母置之

永祿二年己未正月吉日

光明寺宗文書之

(以下略)

三社記

仁德天皇之時

勅日後豐州速見郡竈門莊龜山者日本武命及神功皇后西征之時造行宮徵兵之地宜崇敬潔祀於是如降

三十三神即

國常立尊

天照皇大御神

田心姬命

湍津姬命

市杵嶋姬命

素盞雄命

天忍穗耳命

天穗日命

活津彥根命

天津彥根命

櫛樟日命

底筒男命

中筒男命

表筒男命

天兒屋根命

天太玉命

武甕槌命

建御名方命

宮簀姬命

大山祇命

加茂別雷命

大山咋命

高籠神

倉稻魂神

大物主命

日本武命

經津主命

天照大御神荒魂

丹生都姬命

廣坂皇子

忍熊皇子

豐姬命

金山彥命

稱日

聖武天皇神龜四年丁卯三月十五日仲哀天皇神靈從豐前菟狹降臨于竈門莊寶城峯此日於山麓見一白髮老翁長丈余髭鬚二尺許狀豹異常自称大神比義諸男及土人迎祭二神于尾與峯既而降臨龜山懸桜樹上忽變為白髮老翁威靈赫々不可仰諸男命畏伏敬拜深念默禱  
□三日夜時有宣託於是始配竈門宮祭于殿中央嗟峨天皇之時藤原百合稚獻九町八反以為祀田淳和天皇天長三年丙午三月十五日迎神功皇后神靈於菟狹又配焉遂稱竈門八幡宮此時置社僧神宮寺之末寺長福寺光明寺自應寺他應寺觀音寺養德寺皆真言宗也自宇佐坊中来八月十日行生会三日二夜此祭七坊共之

建久七年丙辰大友左近將監能直受封豐後崇信此祠祀田尚如元正治元己未復祀田九町八反大興東濱行幸儀其八幡大神神輿二及三十三神神輿一云

明徳二年辛未三月初属神祇伯白川殿天正十九年辛卯大友氏没収祀田於是東濱行幸之儀元和元年乙卯七坊壊廢独神宮寺存焉同元年五月豊前小倉城主小笠原氏所領之時變本社衰頽復干舊領

寛政四年戊二月

宮寺 神宮寺

(注)神龜四年哀仲天皇の神霊を迎えたところがあるが、文中二神とあるので「応神天皇」を書きそこねたのであろう、他の史料には「応神天皇」が書きこまれている。

四 宮 座

御祭礼御宮座格覚帳

宮司 神宮寺

十月御神座次第

一 七日御口明

是ハ神官七人計盃御酒未ノカサ温酒ニ献但シ汁椀肴ハ大根カスツケノ三献

一 八日御ハケ座

是ハ先ツヲテツキノ盃 但シ汁椀

次座席ノ次第

一 社家座席ハ神宮寺大宮司麻生河野安森温見兩人長福寺

一 武家座席ハ地頭・田ノ口・麻生岳・友永

右之外内竈門村ハ其時々見合ニ仕候 御吸物但シ一前ツツ

次盃之次第

一 <sup>スエノカサ</sup>初献ノ御盃

神宮寺 始之神宮寺ノ庄屋大官司ノ麻生差申候  
大宮寺

次汁椀之盃 肴ハ大根カスツケ

神宮寺大官司始之右同断

次飯椀之盃 肴ハ鱈

地頭河野始之地頭ノ神宮寺河野ノ田ノ口エ差左右次第ニ可差事

次飯椀ニ献 肴ハ鱈

田ノ口麻生ダケ始之田ノ口ノ河野阿さうだけノ神宮寺江可差左右次第ニ可差事末座迄廻リ三献末座ノ神宮寺地頭ニ廻リ  
留リコノ時シメ繩御供御酒ノ御祓河野終之御供ハイリマメ大根ヲサイノメニ切御祓相濟候時一サン改メ座<sup>ツマ</sup>本ノ河野江盃  
ヲイタス社家神官御ハケニ参リアトニ而ウタイ有之候

次御ハケノ次第

御膳三ゼン備御酒ヲ備中神主左神宮寺右大官司神主<sup>ツマ</sup>ノ御祓ノト相濟候而中ノ御膳ヲ神宮寺左ノゼンヲ神主右ノゼンヲ大  
官司一テウシハ神主始之一テウシハ神宮寺始之神宮寺ノテウシヲ大官司ニ差神官中ニ廻スニ献廻リ神宮寺大官司河野相  
納申候 次ニ本座ニカエリ神宮寺地頭右之盃左右ニ廻シ末座迄廻リ末座ノ官司地頭ニ廻リコノ時座中見合ニ而カエヲ致  
申候カエ相濟候而地頭ノ座<sup>ツマ</sup>本神宮寺ノ内證ニ納申候

一 八日御座相濟候而神宮社家庄屋立會他村江遣ス 注文相認申候吸物ヲ仕御盃見合ニ廻シ申候

一 九日寺方隱居方存寄候人申請吸物御盃

一 十日龜川村ギミ中申請右同断尤御肴右村君中ノ其年参来リ申候

一 十一日御座

八日ノ格ニ而右同断尤飯碗ノ盃他村ノ来客ヲ見合御初候様ニ申候末座ノ上座ニ廻リ留リ其時ウチオキニ茶一茶ハ神宮寺  
一茶ハ地頭来客有之時ハ他村之庄屋江出スウチヲキノ盃ノ方ハ神宮寺始之松ノ方ハ地頭始之ウチヲキ持參ノモノ肴ヲヲ  
サユル此盃右持參ノモノ江差其時ヲサエ候而ウタイ有其後盃持參ノモノニ差同ウチヲキノ肴ヲヲサエ持參ノモノエ三献  
ヲサエ祝儀ノウタイノ三献干候テ又神宮寺地頭ニ差モドシ其時入チガエ肴ヲヲサユル神宮寺地頭ノ左右ニ可差事上座ノ  
末座ニ廻リ又末座ノ神宮寺地頭ニ廻リ留リ此時カエヲ仕カエ相濟候而神宮寺地頭座本江納申候

一 十六日種子渡シ御座

社家神官庄屋肝イリ計 但シ吸物肴初献ノ盃ニテ来當ヲ渡ス同来請當取座中ニフケル又新ハイヲ改メ出ス神宮寺地頭始之

左右ニ廻ス上座ノ末座ニ廻リ末座ノ神宮寺地頭ニ廻リ留リ座本江納申候

十一月御祭禮御盃

座席盃十月ニ少茂相違無之候

(注) 無年記

五 宮田證文

証文

郷上之内字幸内

一中田八畝歩 高壺石四升 石盛 壺石三斗

同所 一下田式畝拾歩 高式斗五升六合七勺 石盛 壺石壺斗

畝合壺反拾歩 高合壺石式斗九升六合七勺

此代銀式百四匁定 但壺匁ニ付八拾匁錢也

右之田地享保廿年卯三月十九日より来る丑三月迄真年拾ヶ年限ニ麻生岳甚左衛門義方忠左衛門殿方江御買取右代銀辻御出シ被成候段甚左衛門義方之証文見届ケ申候

一 八幡宮十月十五日御祭礼ニ付毎年十月七日之御口明ケ同八日御八卦落し十一日大座十六日種子渡し之座迄御神酒并吸物肴御宮座一件之諸雑用入ケ之御祭田ニ右之田地当酉二月より末々迄御神地ニ御上ケ被成被下候由我々ニ至テ別而大悦ニ奉存候然上者随分入念大切ニ精出シ御祭座年々銘々無相違相勤可申候尤右田地年季明キ甚左衛門元銀貳百四匁相立請返し候ハハ則其代銀を以テ何方ニ而茂相応之能田地御買替可被下由私共茂一同ニ聞合御相請可申上候唯今迄御祭り座茂苦勞ニ存罷在候處御隠居忠左衛門殿方御上ケ被下向後随分御宮座賑々敷相勤可申候少茂鹿抹之儀無之様可仕候尤御祭田秋毛夏毛共年々作り石高無偽御庄屋へ御知せ可申候門帳面二年々御記置可被下候

一 毎年十月十四日之晚十五日之御神楽ニ付所々被差越候社人中へも御神酒進可申候

一 右御宮田御年貢米銀諸掛物諸役共其年之祭前作り主方相勤可申候

右之通少茂違背仕間敷候万一鹿抹之致方仕候ハハ御庄屋方急度被仰聞可被下候其節少茂難渋申間敷候為後証連判印形仍如件

天文六年辛酉二月廿一日

内竈門村神官

神宮寺

同断

豊之進印

同断

惣右衛門

同断

五郎兵衛印

同断

大宮司

同断

八右衛門

同断

平兵衛

御庄屋 忠兵衛殿

御隠居 忠左衛門殿

前書之通見届ケ得心仕候向後違乱無御座候右之田地甚左衛門方6年季明候上請返し候ハ八右之元銀を以相応之田地御買替可被  
成由私立会御請可申候為其奥印仕候以上

元文六年辛酉二月廿一日

内竈門村組頭

孫兵衛

彦左衛門

平右衛門

善右衛門

七郎右衛門

御庄屋 忠兵衛殿

御隠居 忠左衛門殿

六 小倉藩主に差出書付

寛保三癸亥年

小倉様御預所ニ罷成候ニ付書上申次第

三月

神宮寺

速見郡村々

木付中村 南鉄輪村 油布院山野口村 末守村 龜川村 捏山村 生桑村 平田村 椿村 野多村

北石垣村 東畑村 真那井村 中石垣村 塚原村 小浦村 南石垣村 天間村 古市村 立石村

並柳村 小坂村 朝見村 若松村 内竈門村 別府村 温湯村 野田村 浜脇村 荒木村

北鉄輪 田野口村 石武村

光永村 内徳野村 山浦村

速見郡御祈禱之村々

竈門山之儀者影向之地ニ而宇佐宮一同御鎮座ニ而御座候 祭礼二月初卯六月晦日十月十五日十一月初卯年中四度之神事ニ御座候

一 本社 桁行三間 梁行二間 外拜殿舞殿御座候

三社八幡宮ニ而相殿三十三社本殿共三十六社相殿ニ御座候

境内ニ神明宮一社御座候

境内ニ末社若宮一社

右同断 弁天宮一社 熊野三所権現一社

右同断 弥勒堂一社  
相殿ニ阿弥陀観音御座候

庄内九ヶ村

内竈門

野田

古市

亀川

平田

小坂

小浦

北鉄輪

南鉄輪

氏子五ヶ村

古市・亀川・平田・野田・内竈門

真言宗

宮司

神宮寺

大宮司

矢黒 大蔵

社人

川野権太夫

同

安森治刀太夫

同

川野内蔵太夫

同

安森 式部

右之通亥三月四日小浦ニ而御奉行へ差上申候

取継年番役

亀川億右衛門

北鉄輪孫兵衛

(以下略)

(注)寛保三年〜延享四年の五ヶ年間は小倉藩主小笠原右近將監の預り地である。

## 七 三十六神御供之事

この原稿作成のため、筆者の母、キクエ、明治三十四年十一月一日生、八十歳よりの聞き取り

### (一) 餅

直径三センチの小餅を五百個作る。数が多いので二十五個ずつ三方にのせ、その内の一個を数とりし、残りを竹で編んだ長さ二メートル、深さ三〇センチ、幅四五センチのザルに入れる。数とりの餅が二十個になったら五百個の小餅ができる。手ばやく小餅を作っていたが、だんだん冷えかたくなるので小餅に切るのが困った。この餅を三十六神に御供えする場合、御殿には男性しか入れなかつたので一神に対しての個数は聞いていない。

### (二) 御餅

おこわを三方にのせしやもじで、祭日まで三日あるので、のばしていると取りやすい。

### (三) おかず

(イ) 山芋 ゆがいて二〇センチ位に切る。

(ロ) ところ ゆがいて一〇センチ位に切る。

(ハ) 天然生えの野菜をゆがく

### (四) おしよごし

こうじを高さ一〇センチ、直径一五センチのつぼに入れ、餅米のむしたのを入れ、お湯のたぎつたのを一人が入れ他の一人がまぜる。祭日までそのまま置いておく。

### (五) おはし

はぜの木の枝を取り一〇センチ位に切る。太い場合は半分あるいは四分の一に割りそれを割箸の様にする、ただし割り始め

の先の方を少しずって広げた様にする。

以上の品をや、小型の三方に、手前左御飯の小皿、右餅の小皿、うしろ左おかずの小皿、右おしょうごしの小皿、御飯と餅の間に箸、という様にのせる。この三方を三十六作る。

この御供えを十一月十五日と十二月十五日の年二回していたが、昭和初期に十二月は中止しておすわりに変えた、昭和六・七年頃十一月の御供えも中止した。

## 八 おわりに

神社史料を整理中であるが近世史料がほとんどで、中世史料としては大般若経のみで、神社と弥勒寺、竈門荘及び地頭職としての竈門氏と弥勒寺、あるいは大友氏とのかわりに関する史料は見あたらない、竈門荘及び竈門氏に関係した在地史料がなく、荘園の範囲も正確には判っていない状態である。

忽然と消える竈門氏の行く方について、慶応四年の神社職調帳に「弘安ノ頃竈門ト申ス社家有之候へ共国主大友家に仕へ天正十四年十二月戸次川ノ戦シ長曾我部信親等ト共ニ討死スト聞及申候」とあり、又、竈門氏の改名（高橋か）等について興味をそそられ、竈門荘そのものの究明と共に、先学のかたがたの御指導を仰ぎたい。

（大分県立鶴見養護学校教諭）